

## 浜田地区広域行政組合ごみ処理施設安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）は、エコクリーンセンターに関し、施設の安全管理を行うため、ごみ処理施設安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、施設の安全管理の推進を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 環境監視計画の策定に関すること。
- (2) 環境監視計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 施設の安全運転に関すること。
- (4) その他安全管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、組合事務局長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる組織及び人員ごとに出す。

- (1) 江津市波子連合自治会 5人
- (2) 江津市敬川町連合自治会 2人
- (3) 浜田市国府地区連合自治会 4人
- (4) 組合関係市町村 2人
- (5) 組合 2人

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(委員以外からの意見聴取)

第6条 委員会において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。